

平成五年郵政省告示第六百一十一号（端末設備等規則の規定に基づく移動電話端末等の送信タイミングの条件等を定める件） 新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 移動電話端末、又は自営電気通信設備であつて、移動電話用設備に接続されるもの（以下「移動電話端末等」という。）の送信タイミングの条件</p> <p>1 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>一 移動電話端末、又は自営電気通信設備であつて、移動電話用設備に接続されるもの（以下「移動電話端末等」という。）の送信タイミングの条件</p> <p>1 (略)</p> <p>2 無線設備規則第四十九条の六の二に規定する時分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備を使用する移動電話端末等（以下「時分割多元接続方式の携帯無線電話端末等」という。）</p> <p>(一) チャネルにおける標準送信タイミングは、同期ワードを検出した時点から一九一シンボル後に先頭シンボルの送信を開始するものとする。</p> <p>(二) チャネルにおける標準送信タイミングの偏差は、○シンボルから</p> <p>(十) 一シンボル（標準送信タイミングに対して一シンボル遅れて送信することをいう。）までの範囲にあるものとする。</p> <p>3 無線設備規則第四十九条の六の三に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備を使用する移動電話端末等（以下「符号分割多元接続方式の携帯無線電話端末等」という。）</p> <p>(一) 制御チャネルにおける送信は、移動電話用設備から受信したスロットに同期させ、かつ、スロットの受信が終了した時点から、不規則な遅延時間の後に送信を開始するものであること。</p> <p>(二) 通話チャネルにおける送信は、移動電話用設備から受信したフレームに同期させ、かつ、その開始時点と受信したフレームとの偏差</p>

<p>2 無線設備規則第四十九条の六の四に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備を使用する移動電話端末等（以下「無線設備規則第四十九条の六の四に規定する符号分割多元接続方式の携帯無線電話端末等」という。）</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの</p> <p>3 (1) 制御チャネルにおける送信は、移動電話用設備から受信したスロットに同期させ、かつ、スロットの受信が終了した時点から、不規則な遅延時間の後に送信を開始するものであること。</p> <p>(2) 通話チャネルにおける送信は、移動電話用設備から受信したフレームに同期させ、かつ、その開始時点と受信したフレームとの偏差は(±)一マイクロ秒までの範囲にあること。</p> <p>(略)</p> <p>1 移動電話端末等のランダムアクセス制御の条件</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p>	<p>4 無線設備規則第四十九条の六の四に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備を使用する移動電話端末等（以下「無線設備規則第四十九条の六の四に規定する符号分割多元接続方式の携帯無線電話端末等」という。）</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの</p> <p>第五号に規定する条件のものであること。</p> <p>5 (略)</p> <p>1 移動電話端末等のランダムアクセス制御の条件</p> <p>(略)</p> <p>2 時分割多元接続方式の携帯無線電話端末等</p> <p>(一) 信号の送信は、移動電話用設備から受信した衝突制御の送信許可／禁止ビットが送信許可を示した直後のスロットにおいて開始するものとする。</p> <p>(二) 送信開始直後のスロットの衝突制御の受信／非受信ビットが受信を示し、かつ、部分エコービット及び送信したCRCチェックビットを比較した誤りが一ビット以下の場合にあっては、一フレーム目の送信を完了するものとする。</p>
--	--

(削除)

2| 無線設備規則第四十九条の六の四に規定する符号分割多元接続方

4| 無線設備規則第四十九条の六の四に規定する符号分割多元接続方

- 3
- 符号分割多元接続方式の携帯無線電話端末等
- (一) 制御チャネルにおける送信は、移動電話用設備に信号を送出後、一六〇ミリ秒以上一、三六〇ミリ秒以下の移動電話用設備から指定された時間内で、その信号の受信を確認した信号(以下「確認信号」という。)を移動電話用設備から受信した場合は、送信を完了すること。確認信号を受信できなかった場合は、〇スロットから一六スロットの不規則な遅延時間の後に、確認信号を受信するまで移動電話用設備に信号を再度送出するものとする。この場合において再度送出する回数は、移動電話用設備から指示される回数を超えず、かつ、一五回を超えてはならない。
- (二) (一)において確認信号を受信できなかった場合は、〇スロットから一六スロットの不規則な遅延時間の後に、再び(一)の動作を実行するものとする。この場合において、再び(一)の動作を実行する回数は移動電話用設備から指示される回数を超えず、かつ、一四回を超えてはならない。ただし、不規則な遅延時間の最大値については、移動電話用設備から指示のあった場合において、この限りでない。
- (三) 一フレーム目が(二)を満たさない場合にあっては、〇秒以上〇・五秒以下の不規則な遅延時間の後に、再び(一)以降の動作を行うものとする。ただし、この再実行回数は、四回を超えてはならない。
- (四) 二フレーム以上の信号の送信は、二フレーム以降で受信スロットの衝突制御の受信／非受信ビットが受信を示した場合、そのフレームの送信を完了し、非受信を示した場合は、その時点で送信を停止するものとする。ただし、パケット通信を行う場合はこの限りでない。

式の携帯無線電話端末等

(一) (略)

(二) 拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの

(1) 制御チャネルにおける送信は、移動電話用設備に信号を送出後、一六〇ミリ秒以上一、三六〇ミリ秒以下の移動電話用設備から指定された時間内で、その信号の受信を確認した信号（以下「確認信号」という。）を移動電話用設備から受信した場合は、送信を完了すること。確認信号を受信できなかった場合は、〇スロットから一六スロットの不規則な遅延時間の後に、確認信号を受信するまで移動電話用設備に信号を再度送出するものとする。この場合において再度送出する回数は、移動電話用設備から指示される回数を超えず、かつ、一五回を超えてはならない。

(2) (1)において確認信号を受信できなかった場合は、〇スロットから一六スロットの不規則な遅延時間の後に、再び(1)の動作を実行するものとする。この場合において、再び(1)の動作を実行する回数は移動電話用設備から指示される回数を超えず、かつ、一四回を超えてはならない。ただし、不規則な遅延時間の最大値については、移動電話用設備から指示のあった場合において、この限りでない。

3) 無線設備規則第四十九条の二十三第二号に規定する非静止衛星に

開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用する移動電話端末等

(一) 信号の送信は、衛星移動電話用設備から受信した報知チャネルの送信許可／禁止ビットが送信許可を示したフレームの同期信号を

式の携帯無線電話端末等

(一) (略)

(二) 拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの

第五号に規定する条件のものであること。

5) 無線設備規則第四十九条の二十三第二号に規定する非静止衛星に

開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用する移動電話端末等

(一) 信号の送信は、衛星移動電話用設備から受信した報知チャネルの送信許可／禁止ビットが送信許可を示したフレームの同期信号を

<p>検出した時点から<u>1</u>の<u>3</u>で定めるタイミングで送信する。</p> <p>(二) 信号の送信後、四フレーム以内に衛星移動電話端末識別ビットを受信しない場合にあつては、○フレーム以上、Nフレーム以下(Nは衛星移動電話用設備の指定による。)の不規則な遅延時間の後に、再び(一)の動作を行うものとする。ただし、この実行回数は九回を超えてはならない。</p> <p>三 移動電話端末等のタイムアライメント制御の条件</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>1 無線設備規則第四十九条の二十三第二号に規定する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用する衛星移動電話端末等の送信タイミングは、衛星の位置を予測しタイムアライメントを行った捕捉信号を送信することにより調整するものとする。以後は、衛星移動電話用設備から指示された値に従い調整するものとする。</p> <p>2 1に定める送信タイミングの調整は、標準送信タイミングに対して○シンボルから(一)五五〇シンボル(標準送信タイミングに対して五五〇シンボル早く送信することをいう。)までの範囲で行うものとする。</p>	<p>検出した時点から<u>1</u>の<u>6</u>で定めるタイミングで送信する。</p> <p>(二) 信号の送信後、四フレーム以内に衛星移動電話端末識別ビットを受信しない場合にあつては、○フレーム以上、Nフレーム以下(Nは衛星移動電話用設備の指定による。)の不規則な遅延時間の後に、再び(一)の動作を行うものとする。ただし、この実行回数は九回を超えてはならない。</p> <p>三 移動電話端末等のタイムアライメント制御の条件</p> <p>1 時分割多元接続方式の携帯無線電話端末等の送信タイミングは、移動電話用設備から指示された値に従い調整するものとする。</p> <p>2 1に定める送信タイミングの調整は、標準送信タイミングに対して○シンボルから(一)六シンボル(標準送信タイミングに対して六シンボル早く送信することをいう。)までの範囲で行うものとする。ただし、移動電話用設備から指示された値がこの範囲を超える場合にあっては、送信タイミングを調整しないものとする。</p> <p>3 無線設備規則第四十九条の二十三第二号に規定する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用する移動電話端末等</p> <p>(一) 衛星移動電話端末等の送信タイミングは、衛星の位置を予測しタイムアライメントを行った捕捉信号を送信することにより調整するものとする。以後は、衛星移動電話用設備から指示された値に従い調整するものとする。</p> <p>(二) (一)に定める送信タイミングの調整は、標準送信タイミングに対して○シンボルから(一)五五〇シンボル(標準送信タイミングに対して五五〇シンボル早く送信することをいう。)までの範囲で行うものとする。</p>